

第 3 章

労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	54
第 1	概 要	54
第 2	調整事件一覧表	57
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	63
第 1	概 要	63
第 2	個別あっせん事件一覧表	67
第 3 節	労働争議の実情調査	69
第 1	概 要	69
第 2	実情調査一覧表	69

第1節 労働争議の調整

第1 概要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成28年に取り扱った調整事件の件数は17件で、前年（20件）に比べ3件減少した。

取扱件数17件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越」が3件、「新規申請」が14件であった。

あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は11回で、前年（12回）に比べ1回減少した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分	24年	25年	26年	27年	28年
前年からの繰越	1	2	5	5	3
新規申請	14	15	16	15 (注)	14
計	15	17	21	20 (注)	17
調整回数(回)	14	7	11	12	11

(注) 調整事件のあっせん、調停、仲裁の三つの手続のうち、平成27年に調停が1件新規申請があり、年内に終結したほかは、すべてあっせんとなっている。

(2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数24項目のうち「団交促進」が10項目で最も多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項	24年	25年	26年	27年	28年
団交促進	7 (1)	9	10 (3)	8 (4)	10 (1)
経営又は人事	人員整理	1	0	0	0
	配置転換	0	0	0	0
	解雇	4	4 (1)	5	8 (2)
	その他	2	0	2	0
賃金等	一時金	0	1	2 (1)	2 (1)
	退職一時金・年金	1	0	0	0
	解雇手当・休業手当	1	0	0	1
	その他	5	5 (1)	6 (1)	1 (1)
労働条件等	2	0	2	0	0
その他	2	0	4	5 (1)	5
計	25 (1)	19 (2)	31 (5)	25 (9)	24 (3)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別でみると、「サービス業」が5件で最も多く、次いで「教育、学習支援業」が4件となっている。

従業員規模別でみると、「50人以上99人以下」が5件で最も多く、次いで「10人以上49人以下」、「100人以上299人以下」及び「300人以上」が各4件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年				
		24年	25年	26年	27年	28年
業 種	建設業	0	0	2	1(1)	0
	製造業	5(1)	8(2)	6(2)	6(1)	3(1)
	情報通信業	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	4	1	4	5(1)	3
	卸売業、小売業	0	2	2(1)	0	0
	金融業、保険業	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	0	1	1(1)	0
	生活関連サービス業、娯楽業	1	0	0	0	0
	教育、学習支援業	2	3	2(1)	2	4(1)
	医療、福祉	1	0	1	2(1)	0
	サービス業	1	1	1	3	5(1)
	その他	0	2	2(1)	0	2
	計	15(1)	17(2)	21(5)	20(5)	17(3)
従 業 員 規 模	1～9人	1	1	2	1(1)	0
	10～49人	3	5(2)	5(2)	7(1)	4(1)
	50～99人	1(1)	2	2	5(2)	5
	100～299人	5	4	6(1)	3(1)	4(1)
	300人以上	5	5	6(2)	4	4(1)
	計	15(1)	17(2)	21(5)	20(5)	17(3)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成28年に取り扱った調整事件17件は、15件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が6件、「打切」が8件、「取下」が1件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、42.9%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	24年	25年	26年	27年	28年
		終	決	5 (1)	5 (1)	6 (3)	6 (2)
	切	6	6 (1)	7 (1)	9 (3)	8 (2)	
	下	2	0	3 (1)	2	1	
	不 開 始	0	0	0	0	0	
	移 管	0	1	0	0	0	
結	計	13 (1)	12 (2)	16 (5)	17 (5)	15 (3)	
	解 決 率 (%)	45.5	41.7	46.2	40.0	42.9	
翌	年 繰 越	2	5	5	3	2	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「15日未満」及び「50日以上」が各6件で最も多くなっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、39.5日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	24年	25年	26年	27年	28年
		15 日 未 満	5 (1)	5	1	4 (1)	6
15 ~ 29 日	2	2 (1)	5	4 (1)	1		
30 ~ 49 日	2	1	7 (3)	2 (2)	1 (1)		
50 日 以 上	2	3 (1)	2 (1)	7 (1)	6 (2)		
あっせん員指名前の取下	2	0	1 (1)	0	1		
計	13 (1)	11 (2)	16 (5)	17 (5)	15 (3)		
1件当たりの平均所要日数(日)	31.8	26.0	34.1	38.1	39.5		

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す (いずれも初日から起算する。)

3 25年の計11件は、表4の25年計の12件のうち、「移管」1件分があっせん員指名前のため未計上。

第 2 調整事件一覧表

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-12	あっせん	製造業 (非鉄金属製造業)	H27. 11. 4 (組合)	H27. 11. 16	夏季賞与	1	67	打切り (不調) (H28. 1. 21)	酒井 大久保(章) 中西

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員の夏季賞与が大幅減額支給されたため、団体交渉を申し入れた。前期分についても大幅減額されていたが、団体交渉で解決された。しかし夏季賞与については団体交渉が行われたものの、労使の主張が平行線で解決できなかったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が労使双方の譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-14	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H27. 11. 19 (組合)	H27. 12. 2	団体交渉 の応諾	1	62	解決 (あっせん案) (H28. 2. 1)	佐脇 可知 夏目

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

使用者から突然大規模な経営計画が発表され、組合は計画決定までの経過説明を求めて団体交渉を申し込んだが、使用者側からは経営判断の結果であり義務的団交事項でないとして拒否された。その後も団体交渉に応じなかったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、将来計画については協議会で説明することを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-15	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H27. 12. 10 (組合)	H27. 12. 18	整理解雇 の撤回	1	32	打切り (不調) (H28. 1. 18)	志治 牧田 松井

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、長年同じ会社に派遣されていたが、仕事なくなるということで次の派遣先を紹介された。しかし希望する条件に合わないため拒否したところ雇止めになった。実質は無期雇用の状況にあり、不当な整理解雇であると撤回を求めたが拒否されたため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

あっせん員が労使双方の譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-1	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H28. 1. 27 (組合)	H28. 2. 8	団体交渉 の応諾等	1	23	解決 (あっせん案) (H28. 3. 1)	杉島 大久保(彰) 山本(秀)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合は団交議事録の記載方法について使用者と対立したため、議事録の作成が滞っていた状態で継続案件について団体交渉の開催を求めた。しかし使用者は議事録の記名押印完了後に団体交渉に応じるとし、実質的に団体交渉を拒否しているとして、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、議事録に関する団体交渉を速やかに開催することを内容としたあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-2	あっせん	公務 (地方公務)	H28. 2. 16 (組合)	H28. 2. 25	団体交渉 の促進	2	82	解決 (あっせん案) (H28. 5. 16)	長谷川 西野 山本(光)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合は、業務の委託化を一方的に決定した使用者側に対して、今後の組合員の労働条件や処遇について明示するよう求めたが、使用者から明確な回答が得られなかったため、あっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、委託事業開始までの間、組合員の労働条件について適宜団体交渉を行うことを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-3	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H28. 3. 10 (組合)	H28. 3. 16	団体交渉 の促進	1	76	解決 (あっせん案) (H28. 5. 30)	酒井 牧田 中西

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

賞与に関する団体交渉において、使用者側は財務諸表について簡単な説明に終始し、組合が支出に対する詳細な質問をしようとしたところ打ち切りを宣言された。その後文書において何度も質問したが、回答する義務はないと言われ、誠実に団体交渉を行おうとする姿勢が見られないため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、質問事項については文書で回答し、団体交渉において説明することを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-4	あっせん	サービス業 (廃棄物処理業)	H28. 4. 13 (組合)	H28. 4. 27	団体交渉 の応諾	0	13	打切り (辞退) (H28. 5. 9)	成田 伊藤 夏目

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合を結成して、使用者側と過去3回団体交渉を行ったが、組合員の暴力事件等の話に終始し、不当労働行為や賞与、赤字となった理由の説明が一切行われなかった。その後何度も団体交渉を申し込んだが応じようとしないうえ、組合はあっせんで申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-5	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H28. 4. 14 (組合)	H28. 5. 10	団体交渉 の促進等	0	14	打切り (辞退) (H28. 5. 23)	武田 大久保(章) 松井

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

最近組合を結成し、職場環境の改善等を求める団体交渉を申し入れた。団体交渉は開催されるものの、使用者側に権限あるものが出席せず、担当者が回答書を読み上げるだけの不誠実交渉であるとして、組合はあっせんで申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-6	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H28. 4. 18 (組合)	-	夏季賞与 冬季賞与	0	-	取下 (H28. 6. 15)	-

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は経理上の責任を取らされて、部長から一般社員に降格された。その後賞与について作業内容に対する評価項目がないにもかかわらず平均以下に評価された。不当な賞与評価の見直しと正当な評価に基づく賞与額との差額分の支払を求めたが拒否されたため、組合はあっせんで申請した。

○申請後の経過

組合から、ほかの解決手段により解決されたとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-7	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H28. 4. 28 (組合)	H28. 5. 19	団体交渉 の応諾	0	6	打切り (辞退) (H28. 5. 24)	志治 可知 吉村

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員が派遣されている工場の職場環境改善等を要求事項とする団体交渉を申し入れたが、派遣先は団体交渉の当事者ではないと一貫して主張し、団体交渉の応諾を拒否しているとして、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

被申請者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-8	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H28. 4. 28 (組合)	H28. 5. 17	団体交渉の促進 労働協約締結	0	4	打切り (辞退) (H28. 5. 20)	杉島 畑 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合は過去の団体交渉で合意した事項について合意書の締結を求めてきた。しかし使用者は一部の内容について応じられないと言い出したり、内容についての団体交渉は遠方にある本社で行いたいと返答したりと、団体交渉を誠実に応じようとしなため、組合はあっせんで申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-9	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H28. 6. 17 (組合)	H28. 7. 5	未払賃金 解雇撤回	2	71	解決 (あっせん案) (H28. 9. 13)	武田 大久保(章) 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は私傷病で療養を要する診断書を提出したが、休職に係る規定の適用がないまま解雇を告げられた。また、賃金体系に係る不利益変更が行われたが、組合員は同意していない。これらのことについて団体交渉を行ったが、労使の主張は平行線をたどったため、組合はあっせんで申請した。

○申請後の経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払等を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-10	あっせん	公務 (地方公務)	H28. 7. 21 (組合)	H28. 8. 16	未払賃金 労働災害後遺症	2	84	解決 (あっせん案) (H28. 11. 7)	杉島 畑 松井

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は業務中に骨折して労働災害が認められたが、後遺症が残り、労働基準監督署から後遺障害認定がなされた。これによる損害賠償を求めたところ、使用者は労働災害と後遺障害との関連性を否定し、その他の未払賃金を含めた要求金額について一部の支払しか認めなかったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払等を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-11	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H28. 8. 31 (組合)	H28. 9. 5	夏季一時金	0	11	打切り (辞退) (H28. 9. 15)	佐脇 大久保(彰) 中西

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

夏季一時金について妥結したが、組合員に対する支給額が平均妥結金額を大幅に下回っていたため、団体交渉において支給内容を示すよう求めてきた。しかし使用者は会社の方針として回答できないと言うのみで平行線をたどったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-12	あっせん	製造業 (化学工業)	H28. 11. 7 (組合)	H28. 12. 5	団体交渉 の促進	0	8	打切り (辞退) (H28. 12. 12)	佐脇 大久保(彰) 中西

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は販売店サポート業務を行う契約社員として5年前に入社したが、業務の外部委託化を理由に雇止めされた。これは不当な雇止めであるとして、慰謝料を求める団体交渉を3回行ってきたが、4回目の団体交渉は受諾できないと回答されたため、組合はあっせんに申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-13	あっせん	製造業 (化学工業)	H28. 12. 8 (組合)	H28. 12. 20	団体交渉 の応諾	-	-	翌年へ繰越	長谷川 西野 山本(秀)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

使用者から組合に対して、突然人員削減のための退職勧奨を行うとの提案があり、組合としては根拠などを団体交渉の場で説明するよう求めたが、使用者は拒否し続けた。その間にも退職強要ともとれる退職勧奨が続けられたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-14	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H28. 12. 20 (組合)	H28. 12. 27	冬季一時金 の増額等	-	-	翌年へ繰越	酒井 牧田 吉村

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

冬季一時金の支給額が大幅に減額されたため、組合は団体交渉にて増額を求めた。しかし使用者は低額回答に終始したため、財務諸表の開示や派遣料金の明示を求めたが拒否されたとして、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成28年に取り扱ったあっせん事件の件数は18件で、前年(13件)に比べて5件増加した。

取扱件数18件の内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申出」16件であった。

申出者別では、すべて労働者からの申出であった。

あっせん回数は4回で、前年(2回)に比べ2回増加した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

年 区分	24年	25年	26年	27年	28年
前年からの繰越	0	1	4	0	2
新規申出	18	19	6	13	16
計	18	20	10	13	18
あっせん回数(回)	3	8	5	2	4

(2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数32項目のうち「解雇」が9項目で最も多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

年 あっせん事項	24年	25年	26年	27年	28年	
経営又は人事	解雇	9	7(1)	4(1)	5	9(1)
	復職	0	0	0	0	1
	退職	2	2	3(2)	1	1
	その他	3	3	2	1	1
賃金等	賃金未払	1	0	0	2	1
	賃金減額	0	0	0	1	1
	退職一時金	0	0	0	0	2
	解雇手当	0	0	0	1	3
	その他	0	2	0	1	1
労働条件等	1	3	0	2	5	
その他	4	6	3(1)	4	7(1)	
計	20	21	12(4)	18	32(2)	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「情報通信業」が6件で最も多く、次いで「医療、福祉」が3件となっている。

従業員の規模別で見ると、「300人以上」が6件と最も多く、次いで「100人以上299人以下」が5件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		24年	25年	26年	27年	28年
業 種	建設業	3	0	1	1	2
	製造業	1	9 (1)	3 (3)	3	0
	情報通信業	0	1	0	1	6
	運輸業、郵便業	2	2	1 (1)	1	2
	卸売業、小売業	1	2	1	0	0
	金融業、保険業	1	1	0	0	1
	不動産業、物品賃貸業	1	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	1	1	1	0
	教育、学習支援業	1	1	1	0	1
	医療、福祉	1	1	0	1	3
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	5	0	1	2	0
	その他	1	2	1	3	3 (2)
	計	18	20 (1)	10 (4)	13	18 (2)
従 業 員 規 模	1～9人	2	1	1	0	3
	10～49人	5	3	0	5	3 (1)
	50～99人	1	3	4 (1)	0	1
	100～299人	4	5 (1)	4 (2)	3	5
	300人以上	6	8	1 (1)	5	6 (1)
	計	18	20 (1)	10 (4)	13	18 (2)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成28年に取り扱ったあっせん事件18件は、15件が同年中に終結し、3件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が4件、「打切」が11件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、26.7%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	24年	25年	26年	27年	28年
終 結	解 決		2	4 (1)	3 (1)	2	4 (1)
	打 切		13	9	7 (3)	6	11 (1)
	取 下		2	3	0	3	0
	不 開 始		0	0	0	0	0
	計		17	16 (1)	10 (4)	11	15 (2)
解 決 率 (%)			13.3	30.8	30.0	25.0	26.7
翌 年 繰 越			1	4	0	0	3

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「10日未満」が8件で最も多く、次いで「30日以上」が5件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、18.5日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	24年	25年	26年	27年	28年
10 日 未 満			12	7	5 (1)	5	8
10 ~ 19 日			0	0	0	2	1
20 ~ 29 日			1	2	0	3	1 (1)
30 日 以 上			3	6 (1)	5 (3)	0	5 (1)
計			16	15 (1)	10 (4)	10	15 (2)
1件当たりの平均所要日数(日)			10.6	21.8	28.4	13.3	18.5

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 27年の計10件は、表4の27年計の11件のうち、「取下」1件分があっせん員委嘱前のため未計上。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「30 日以上」が 8 件で最も多く、次いで「10 日以上 19 日以下」が 6 件となっている。

終結事件 1 件当たりの平均処理日数は、33.7 日であった。

表 6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

処理日数 \ 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
10 日 未 満	4	0	0	1	0
10 ～ 19 日	8	2	2	4	6
20 ～ 29 日	1	4	1	3	1
30 日 以 上	4	10 (1)	7 (4)	3	8
計	17	16 (1)	10 (4)	11	15
1 件当たりの平均処理日数(日)	21.7	46.4	48.7	24.0	33.7

(注) ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

第 2 個別あっせん事件一覧表

事件番号	業 種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事 項	あっせん 回 数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-P9	学術研究、 専門・技術サービス業	H27. 11. 27 (労働者)	H27. 12. 17	不当解雇	0	28	打切り (辞退) (H28. 1. 13)	長谷川 西野 山本(光)
27-P10	生活関連サービス業、 娯楽業	H27. 12. 25 (労働者)	H28. 1. 13	パワハラ	1	31	解決 (あっせん案) (H28. 2. 12)	成田 畑 吉村
27-P11	医療、福祉	H28. 1. 6 (労働者)	H28. 2. 15	パワハラ、 就業規則遵守	0	4	打切り (辞退) (H28. 2. 18)	武田 伊藤 牧野
28-P1	情報通信業	H28. 5. 18 (労働者)	H28. 5. 27	転籍、 賃金減額等	0	33	打切り (辞退) (H28. 6. 28)	成田 伊藤 夏目
28-P2	建設業	H28. 5. 26 (労働者)	H28. 6. 10	即日解雇、 解雇予告手当	0	1	打切り (辞退) (H28. 6. 10)	長谷川 西野 山本(光)
28-P3	建設業	H28. 5. 26 (労働者)	H28. 6. 10	不当解雇、 解雇予告手当	0	1	打切り (辞退) (H28. 6. 10)	長谷川 西野 山本(光)
28-P4	運輸業、郵便業	H28. 7. 13 (労働者)	H28. 8. 2	パワハラ等	0	11	打切り (辞退) (H28. 8. 12)	佐脇 大久保(彰) 中西
28-P5	金融業、保険業	H28. 7. 19 (労働者)	H28. 8. 4	解雇撤回	1	55	解決 (あっせん案) (H28. 9. 27)	志治 可知 夏目
28-P6	情報通信業	H28. 7. 28 (労働者)	H28. 8. 3	賃金未払、 解雇予告手当	0	6	打切り (辞退) (H28. 8. 8)	長谷川 西野 山本(秀)
28-P7	教育、 学習支援業	H28. 8. 3 (労働者)	H28. 8. 8	雇止め撤回	0	8	打切り (辞退) (H28. 8. 15)	酒井 牧田 吉村
28-P8	医療、福祉	H28. 8. 22 (労働者)	H28. 9. 6	解雇撤回等	1	50	解決 (あっせん案) (H28. 10. 25)	成田 伊藤 山本(光)
28-P9	公務	H28. 9. 14 (労働者)	H28. 9. 29	通勤手当、 年次有給休暇	1	33	解決 (あっせん案) (H28. 10. 31)	長谷川 西野 山本(秀)

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
28-P10	情報通信業	H28. 9. 28 (労働者)	H28. 10. 4	傷病手当金 の手續遅延 による不利益	0	8	打切り (辞退) (H28. 10. 11)	酒井 牧田 吉村
28-P11	情報通信業	H28. 10. 18 (労働者)	H28. 11. 2	雇用継続	0	6	打切り (辞退) (H28. 11. 7)	武田 大久保(章) 牧野
28-P12	運輸業、郵便業	H28. 11. 25 (労働者)	H28. 12. 7	労働条件遵守、 職場環境改善	0	3	打切り (辞退) (H28. 12. 9)	志治 可知 夏目
28-P13	医療、福祉	H28. 12. 6 (労働者)	H28. 12. 15	解雇撤回	-	-	翌年へ繰越	杉島 畑 松井
28-P14	情報通信業	H28. 12. 26 (労働者)	-	再就職支援等	-	-	翌年へ繰越	-
28-P15	情報通信業	H28. 12. 26 (労働者)	-	再就職支援等	-	-	翌年へ繰越	-

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。

第3節 労働争議の実情調査

第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

第2 実情調査一覧表

平成28年に行った実情調査は18件で、その内容は以下のとおりであり、業種はすべて「医療業」であった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	201	賃金引上げと雇用の確保ほか 5項目	平成 28. 2. 24	平成 28. 5. 26	
2	南 医 療 生 協	〃	311	〃	〃	〃	
3	北 医 療 生 協	〃	271	〃	〃	〃	
4	医療法人名南会	〃	319	〃	〃	〃	
5	尾 張 健 友 会	〃	135	〃	〃	〃	
6	堀尾安城病院	〃	30	〃	〃	〃	
7	刈谷豊田総合病院	〃	1,502	〃	〃	〃	
8	南 知 多 病 院	〃	74	〃	〃	〃	
9	済 生 会 病 院	〃	123	〃	〃	〃	
10	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	186	大幅増員要求ほか5項目	平成 28. 10. 18		
11	南 医 療 生 協	〃	303	〃	〃		
12	北 医 療 生 協	〃	283	〃	〃		
13	医療法人名南会	〃	331	〃	〃		有
14	尾 張 健 友 会	〃	134	〃	〃		
15	堀尾安城病院	〃	29	〃	〃		
16	刈谷豊田総合病院	〃	1,559	〃	〃		
17	南 知 多 病 院	〃	70	〃	〃		

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
18	済 生 会 病 院	〃	120	大幅増員要求ほか5項目	平成 28. 10. 18		